

茨城県報

第 7 1 6 6 号

昭和58年 8 月 8 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（職業安定課） 1

告 示

●保険医の登録（保険課） 2

●有害興行の指定（総合県民室） 4

●土地改良事業の計画変更の認可（2件）（農地管理課） 5

●新規土地改良事業の認可（ " ） 6

●新規土地改良事業及び定款変更の認可（ " ） 6

●換地計画の適当決定（2件）（ " ） 6

●定款変更の認可（ " ） 7

●土地収用法に基づく事業の認定（用地課） 7

●都市計画事業の変更認可（下水道課） 7

●土地改良事業の工事完了（土地改良事務所） 8

●土地改良区役員の就退任（ " ） 8

公 告

●道路位置の指定（建築指導課） 9

規 則

茨城県規則第40号

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

茨城県職場適応訓練委託規則（昭和38年茨城県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第 11 条 第 2 項 第 1 号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第 2 号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同条第 3 項 第 1 号中「640円」を「680円」に改め、同項第 2 号中「680円」を「720円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県職場適応訓練委託規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和58年 4 月 1 日から適用する。

- 2 昭和58年 3 月31日以前の職場適応訓練に係る職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の茨城県職場適応訓練委託規則の規定により昭和58年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に受託事業主に対して支給された職場適応訓練費は、改正後の規則の規定による職場適応訓練費の内払とみなす。

告 示

茨城県告示第1133号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ 5 第 1 項の規定により、次の医師及び歯科医師を保険医に登録した。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
相 田 真 介	茨 医 5 0 0 5	58. 6. 25
青 柳 啓 之	" 5 0 0 6	"
飯 島 茂 子	" 5 0 0 7	"
五 十 嵐 ゆ り	" 5 0 0 8	"
石 井 久 美 子	" 5 0 0 9	"
市 毛 雅 子	" 5 0 1 0	"
牛 山 和 憲	" 5 0 1 1	"
内 田 玲 子	" 5 0 1 2	"
江 原 孝 郎	" 5 0 1 3	"
遠 藤 隆 志	" 5 0 1 4	"
岡 根 真 人	" 5 0 1 5	"
小 笠 原 圭 子	" 5 0 1 6	"
奥 村 敏 之	" 5 0 1 7	"
折 笠 博 之	" 5 0 1 8	"
金 子 昌 司	" 5 0 1 9	"
河 合 勇 一	" 5 0 2 0	"
菅 間 博	" 5 0 2 1	"
木 村 郁 夫	" 5 0 2 2	"
坂 本 ゆ み	" 5 0 2 3	"
佐 久 間 健 一	" 5 0 2 4	"
柴 野 孝 一	" 5 0 2 5	"

波	谷	一	穂	"	5 0 2 6	"
新		健	治	"	5 0 2 7	"
鈴	木	理	志	"	5 0 2 8	"
高	野	晋	吾	"	5 0 2 9	"
高	橋	典	大	"	5 0 3 0	"
武	井	一	夫	"	5 0 3 1	"
塚	田		博	"	5 0 3 2	"
対	馬	健	祐	"	5 0 3 3	"
辻		勝	久	"	5 0 3 4	"
内	藤	隆	志	"	5 0 3 5	"
中	島	光 太	郎	"	5 0 3 6	"
野	口	良	輔	"	5 0 3 7	"
橋	川	正	典	"	5 0 3 8	"
早	川	達	郎	"	5 0 3 9	"
林		竜	介	"	5 0 4 0	"
樋	口	八 寿	子	"	5 0 4 1	"
平	沼	孝	之	"	5 0 4 2	"
平	野	洋	子	"	5 0 4 3	"
平	林	宏	之	"	5 0 4 4	"
福	田	妙	子	"	5 0 4 5	"
船	越	尚	哉	"	5 0 4 6	"
増	田	義	重	"	5 0 4 7	"
水	原	章	浩	"	5 0 4 8	"
宮	内		卓	"	5 0 4 9	"
宮	本		寛	"	5 0 5 0	"
村	井		正	"	5 0 5 1	"
森	山	千	秋	"	5 0 5 2	"
山	口	直	人	"	5 0 5 3	"
山	部	克	己	"	5 0 5 4	"
横	田		光	"	5 0 5 5	"
吉	井	慎	一	"	5 0 5 6	"
吉	川	浩	子	"	5 0 5 7	"
吉	澤	利	弘	"	5 0 5 8	"
渡	辺	一	弘	"	5 0 5 9	"

秋 葉 徹	茨 齒	1 4 2 4	"
杉 本 敏 樹	"	1 4 2 5	"
高 坂 栄 一	"	1 4 2 6	"
児 野 正 明	"	1 4 2 7	"
萩 原 敏 之	"	1 4 2 8	"

茨城県告示第1134号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
179	映 画	連 続 23 人 姦 殺 魔	新 東 宝
180	"	緊 縛 白 衣 の 天 使	"
181	"	淫 欲 の 舞 い	東 活
182	"	神 田 川 淫 乱 戦 争	ジ ョ イ パ ッ ク
183	"	な め な め 覗 き	東 活
184	"	暴 行 新 妻 狩 り	新 東 宝
185	"	〔短篇予告〕 ダーティ・エクス淫蕩	ジ ョ イ パ ッ ク
186	"	パイプホール快樂処女	ニューセレクト
187	"	につかつニュース 性 的 犯 罪	に つ か つ
188	"	性 的 犯 罪	"
189	"	セックスを10倍楽しむ方法	新 東 宝
190	"	薔薇の夢 性 愛	未 定
191	"	暴 行 看 護 婦 犯 し	大 蔵
192	"	につかつニュース 暗 室	に つ か つ
193	"	ザ・ドキュメント オ ー ガ ズ ム	ジ ョ イ パ ッ ク
194	"	花 真 衣 自 縛	新 東 宝
195	"	少女マントル 蓄 責 女	東 映
196	"	3 年 目 の 浮 気	に つ か つ
197	"	演歌ポルノ ブルーレイ ン 大 阪	"
198	"	女 高 生 ㊦ 放 課 後	大 蔵

199	"	性 感 の 鍵 穴	東	活
200	"	木又三郎君の事 ぼくらの時代	未	定
201	"	痴漢電車癖になりそう	大	蔵
202	"	痴漢電車百恵のお尻	新 東	宝
203	"	エロマニア家畜	松 竹	富 士
204	"	ダーティエクス淫蕩	ジョイ	パツク
205	"	女子学生可憐ないけにえ	"	
206	"	淫乱女子大生	東	活
207	"	女子大生契約娼婦	東	映
208	"	につかつニュース 3 年 目 の 浮 気	に つ か つ	
209	"	につかつニュース 演歌ポルノブルーレイン大阪	"	
210	"	〔短篇予告〕 エロマニア家畜	松 竹	富 士
211	"	〔短篇予告〕 マルチスワップ交換妻	ニュー	セレクト
212	"	〔短篇予告〕 パイプホール快樂処女	松 竹	富 士
213	"	暗 室	に つ か つ	

茨城県告示第1135号

昭和58年 5 月18日付けで桂村長広木香から認可申請のあつた岩船七反地区土地改良事業の計画変更は、昭和58年 7 月30日付けで土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから同法第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1136号

昭和58年 4 月26日付けで美浦村長桑名敏夫から認可申請のあつた大須賀津地区土地改良事業の計画変更は、昭和58年 7 月30日付けで土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから同法第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1137号

昭和58年 5 月 25 日付けで八間堀川沿岸土地改良区から申請のあつた三坂地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和58年 7 月 30 日認可したので、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1138号

昭和58年 6 月 2 日付けで五霞村土地改良区から申請のあつた元栗橋地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項及び第30条第 2 項の規定により昭和58年 7 月 30 日認可した。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1139号

昭和58年 5 月 28 日付けで認可申請のあつた鎌庭地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 8 月 15 日から昭和58年 9 月 3 日まで

3 縦 覧 の 場 所 千代川村役場

茨城県告示第1140号

昭和58年 6 月 3 日付けで認可申請のあつた香取地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 8 月 15 日から昭和58年 9 月 3 日まで

3 縦 覧 の 場 所 結城市役所

茨城県告示第1141号

昭和58年7月8日付けで小堤土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和58年7月27日認可した。

昭和58年8月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1142号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和58年8月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 水戸市
- 2 事業の種類 （仮称）水戸市酒門市民運動場新設事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 水戸市元石川町字矢発子地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
水戸市役所

茨城県告示第1143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和58年8月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 筑波町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画下水道事業筑波町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月21日から昭和64年3月31日まで^{(61) (3) (31)}
- 4 事 業 地
 - (1) 収用の部分
筑波町大字山木字大久保，字南谷ツ，字北谷ツ向，字北谷ツ，字根川原，大字作谷字十九耕地の一部
 - (2) 使用の部分
昭和55年茨城県告示第275号の事業地に，筑波町上沢，大字作谷字十九耕地，字和台原，大字

水守字新田前, 字中山窪, 字南原, 字大伏間, 字和台, 大穂町大字長高野字北原, 字西ノ谷, 字原地, 字荒神, 大字前野字上原の一部を加える。

茨城県告示第1144号

昭和56年 9 月11日付け農管指令第 504 号をもつて認可のあつた団体営宝山地区土地改良事業について, 昭和58年 6 月27日に工事が完了した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があつたので, 同条第 2 項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 山 光 男

茨城県告示第1145号

猿島郡猿島町大字山2730番地に事務所をおく生子菅土地改良区から, 次のとおり役員が就退任した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第18条第16項の規定により届出があつたので, 同条第 17項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡猿島町大字菅谷1712の 2	理 事	五 島 政 一	
" " " 56	"	島 田 亮 一	
" " 大字生子3186	"	相 良 好 雄	
" " " 2756の 1	"	五 島 行 雄	
" " 大字菅谷2109	"	金久保 浩	
" " " 486	"	板 垣 文 雄	
" " " 1196の 9	"	成 島 常 治	
" " " 1261	"	飯 田 忠一郎	
" " " 1042の 1	"	飯 田 高 二	
" " " 1376の 1	"	小 島 市 郎	
" " 大字生子1862の 1	監 事	高 島 政 一	
" " " 3250の 2	"	青 木 七 雄	
" " 大字菅谷147	"	金久保 國 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡猿島町大字菅谷1712の 2	理 事	五 島 政 一	
" " 大字生子3245の 8	"	山 口 嘉久雄	

"	"	大字菅谷65	"	島 田 傳 市
"	"	大字生子2991	"	鶴 見 甲子雄
"	"	大字菅谷705の 2	"	根 芝 清
"	"	" 1168	"	島 田 長 一
"	"	" 434	"	野 口 英 雄
"	"	" 1255の 2	"	飯 田 飯之助
"	"	" 1127	"	金久保 輝 雄
"	"	" 1387の 5	"	沼 尻 喜 郎
"	"	大字生子2643	監 事	青 木 勝 雄
"	"	大字菅谷2108	"	高 島 森 男
"	"	" 1462の 1	"	小 島 行 雄

公 告

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年 8 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第305号	58. 7. 28	日化産業 株式会社 代表取締役 鈴木 寿一	東京都板橋区板 橋 1 丁目 48 番 17 号	鹿島郡神栖町平泉外十 二入会字大野452番38	メートル 6. 48	メートル 31. 30
" 第306号	58. 7. 29	大和殖産 株式会社 代表取締役 生貝 勝行	" 豊島区東 池袋 3 丁目 1 番 1 号	" 大野村荒野字林 道1549番46	4. 30	34. 83

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所